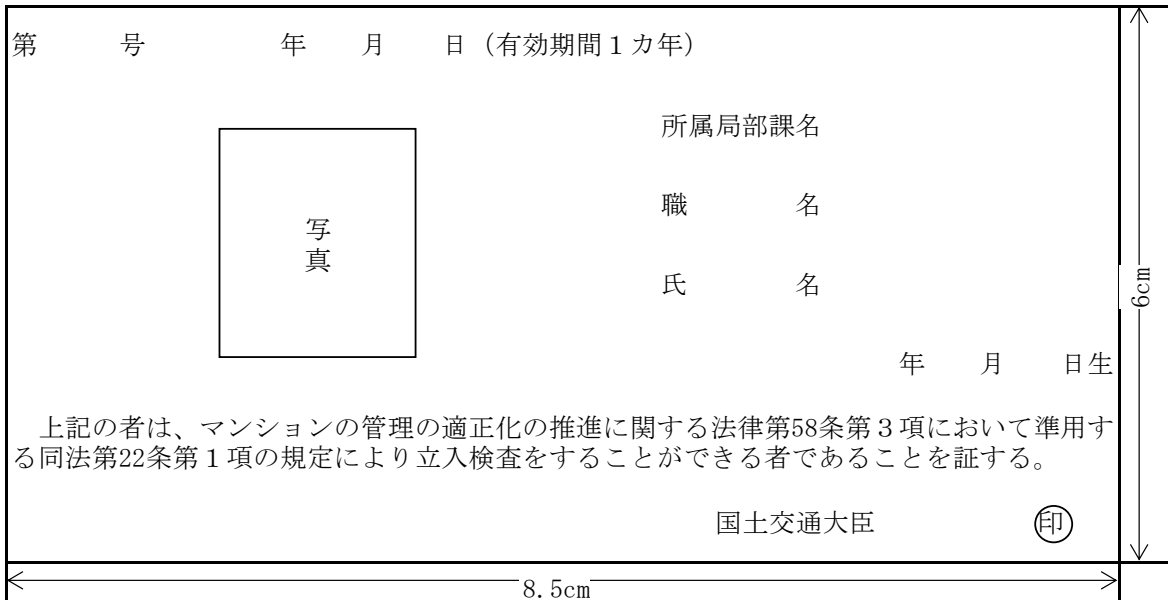
別記様式第十六号（第六十七条関係）

（表　面）



（裏面）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜すい

第 22 条　国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 58 条　〔略〕

2　〔略〕

3　第 11 条第 3 項及び第 4 項並びに第 12 条から第 28 条までの規定は、指定試験機関について準用する。

〔後段略〕